

千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13階 東京労働局労働基準部賃金課
東京労働局長 土田浩史様

2020年8月18日
目黒労協発第20-13号 会
(目黒区鷹番3-1-1 石田ビル302)
議長 千葉一郎

『東京都最低賃金の据え置き決定に異議を申し立てます』

過日東京地方最低賃金審議会（以下「審議会」と略）は、東京都最低賃金の据え置きを答申し、東京労働局は答申に基づき東京の最低賃金の据え置きを決定されました。

私たち目黒地区労働組合協議会（略称：目黒労協）は、7月26日審議会に『東京都最低賃金の大幅引き上げを求めます』（添付資料①）と意見書を送付いたしました。この意見書に基づき以下8月6日の貴審議会答申による東京の最低賃金据え置きに異議を申し立て、審議会審議のやり直しと据え置き決定の撤回を求めます。

1. 経過

目黒労協の意見書『東京都最低賃金の大幅引き上げを求めます』は、東京労働局労働基準部賃金課に対し7月26日、速達にて郵送したのも関わらず、7月29日の審議会で報告されませんでした。これについて7月31日『東京都最低賃金審査会への意見書送付について』（添付資料②）をもって問い合わせましたが、労働基準部賃金課よりは、8月3日『FAX送信票』（添付資料③）をもって、目黒労協意見書①は、「7月30日到着した」とのみ回答がありました。

2. 目黒労協の意見書①が無視されました。よって審議会決定は重大な瑕疵があります。

7月10日付東京労働局一般公示第221号「意見聴取に関する公示」には、「7月27日までに提出されたい」とあります。そこで7月26日付で速達にて送付したのですが、「それが7月30日に到着した」との根拠も示さない回答は納得できません。審議会事務局たる労働基準部賃金課が、東京都最低賃金の審議に際して、関係労働者の意見聴取をはかる姿勢に欠くものと考えます。十分な意見聴取を図らず行われた審議会の決定は重大な瑕疵をもつと考えます。審議会審議のやり直しを求めます。

3. 最低賃金の審議に不可欠な意見聴取の方法が、そもそも不適切です。

審議会が行った公示後17日以内に到着を求める意見募集方法自体が不適切です。コロナ過の中で、郵便事情などの混乱も十分想定されます。島しょも含め都内広くから、しかも関係団体には団体印の押印まで求める運用は、幅広く意見聴取を図る姿勢を欠くものです。事案から考えれば、幅広くパブリックコメントを公示する、メールでの意見提出を可とする、さらには他府県で行われている意見陳述の機会を保障することが求められます。不適切な意見聴取の方法による審議会決定は誤った決定です。

4. 目黒労協の意見書が無視された結果、審議が不十分な点があります。

目黒労協は、意見書①で以下の点を指摘しましたが、これらについて十分な審議が行われていません。

- a. 目黒労協は、「コロナ禍で、介護・保育・飲食店などの多くの非正規労働者、いわゆる『エッセンシャルワーカー』から、雇用・賃金など多くの相談が寄せられました。最低賃金ぎりぎり働く彼ら彼女の努力・苦境を考えると、雇用維持はもちろん、賃上げこそがいまこそ求められます。最低賃金の据え置きは認められません。」と述べましたが、東京の最低賃金の据え置き決定はこれを全く無視するものです。
- b. 目黒労協は、「『雇用調整助成金』を活用した休業補償について助成金の上限日額8330円が東京の最低賃金額の103%に過ぎなかった、この上限額が日額15000円：時給1875円相当への大幅引き上げられたことに応じ、最低賃金も引き上げられるべき」と述べましたが、この雇用調整助成金上限額の引上げに関連しての考察が事務局提出資料には全く見られず、コロナ禍の状況を踏まえた今年の最低賃金審議として、とりわけ全国で最もこの上限額が最低賃金に近づいた東京都の最低賃金審議としては不十分です。決定を取り消し審議をやり直すことを求めます。
- c. 目黒労協は、「諸外国においても、ドイツ：2021年1月～1/6%、2022年7月～11.1%UP（2020年6月30日決定）、韓国：2021年1月～1.5%UP（2020年7月14日決定）と最低賃金を引き上げる決定が続いています。」と指摘しました。しかし審議会には、事務局から『最低賃金の国際比較』（資料11 p.397）において、2020年1月の数値が示されたのみで、世界的に最低賃金をコロナ禍に対してどう考えるかという重大な視点が欠落しています。付け加えればイギリスにおいても2020年4月最低賃金が6.2%引き上げられました。目黒労協の意見書を無視した結果、最低賃金がいわゆる『支払い能力』論に基づくのではなく、労働者の所得補償を「経済・社会活動維持」の基本とする諸外国の観点が審議に反映されておらず、不適切です。
- d. 目黒労協は、「東京都最低賃金審議に意見陳述を求めます。また審議過程や議事録の公開を求めます。」と求めましたが、目黒労協の意見書の無視をはじめとして、コロナ禍を理由に、審議を画像中継するなどの措置を全くとらずただ傍聴人数を半減させるなど、審議の透明性の向上が全く図られていません。非正規雇用の拡大が、最低賃金労働者を増大させるとともに、労働組合の組織率も低下させて、フリーランスなど「雇用でない労働」も増大する状況が、コロナ禍対策でも浮き彫りにされました。そうした東京の労働者の状況に最も関りが深い東京都最低賃金の審議のありかたそのものが、審議会に問われていますが、全く改善が見られません。最低賃金で生活する労働者からかけ離れた密室の審議の結果の最低賃金据え置きは認められません。

以上より、目黒労協は審議会の東京都最低賃金据え置き答申とそれに元づく決定に異議を申し立てます。審議会として、審議のやり直しとこの異議申し立てでしめした諸論点に関し、納得のいく説明責任を果たされることを求めます。

添付資料・『東京都最低賃金の大幅引き上げを求めます』（添付資料①）

- ・7月31日『東京都最低賃金審査会への意見書送付について』（添付資料②）
- ・8月3日『FAX送信票』（添付資料③）

以上